

オープンカウンター方式による見積依頼の公示

令和7年1月17日

支出負担行為担当官

高知地方検察庁検事正 水 本 和 彦

下記のとおりオープンカウンター方式による見積合わせに付します。

記

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

(1) 件名

自動車用揮発油単価契約

(2) 履行期間

令和7年4月1日(火)から同年6月30日(月)まで

(契約期間の満了に至っても注文者又は納入者が何らかの意思表示をしない場合は、引き続き3か月間有効とする。以後令和8年3月31日(火)までの間、この例による。)

(3) 納入場所

注文者が納入者の発行する発注伝票又は給油カードを提示する場所

(4) 仕様等

仕様書のとおり。

2 オープンカウンター方式による見積合わせに参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同令第70条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 次の各号のいずれかに該当する者であること

ア 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)において資格の種類が「物品の販売」、営業品目が「燃料類」において、「D」以上の等級に格付けされ、四国地域の競争参加資格を有する者

イ 当庁が作成する随意契約登録者名簿に記載された者

なお、各号に該当しない者も参加することができるが、見積書の提出と同時に「イ」に係る申請書及び必要書類を提出し、当該資格の認定を受け、かつ資格の確認を受けなければならない。

(3) 次の各号のいずれにも該当しない者であること

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力的な要求行為を行う者
- キ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ク 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- ケ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- コ その他前各号に準ずる行為を行う者

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒780-8554 高知市丸ノ内1丁目4番1号 高知法務総合庁舎3階

担 当: 高知地方検察庁会計課用度係

電 話: 088-872-9449(直通)

E-mail: ppo58-kaikeika.6cs@i.moj.go.jp

4 オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領、仕様書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間

令和7年1月17日(金)から同月30日(木)まで(土・日、祝祭日を除く。)の午前8時3

0分から午後5時まで

(2) 交付場所

上記3の場所において交付する。

なお、電子メール又は郵送による交付を希望する場合には、上記3の問合せ先に電話にて連絡すること。

5 提出書類の提出期限及び提出場所等

(1) 提出書類

見積合わせの参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(令和4・5・6年度分)の写し

※資格を有する場合のみ

イ 契約の相手方として不適当な者及び契約相手方として不適当な行為をする者でないことを証する「誓約書(役員名簿添付)」

(2) 提出期限

令和7年1月30日(木) 午後5時

(3) 提出場所

上記3のとおり。

6 見積書の提出期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和7年1月17日(金)から同年2月3日(月)まで(土・日、祝祭日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

上記3のとおり。

7 見積合わせの日時等

令和7年2月4日(火) 午前9時30分

なお、見積合わせは非公開で行う。

8 見積書に記載する見積価格

見積書に記載する見積価格は、調達物品の単価及び単価に調達数量を乗じた総価とし、消費税及び地方消費税を含めた合計金額を記載すること(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)。

9 見積りの無効

本公示に示した参加資格のない者が提出した見積り及び見積りに関する条件に違反した見積りは無効とする。

10 契約保証金の納付
免除

11 契約書作成の要否
要

12 その他
詳細は、オープンカウンター方式による見積合わせ実施要領による。